

## 病状申告を義務化＝免許取得時、虚偽回答に罰則—改正道交法が施行

2014年6月1日(日)00:03

### 質問票

次の事項について、該当する□に（チェック）印を付けて回答してください。

- |   |                             |                              |
|---|-----------------------------|------------------------------|
| 1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。  | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。<br>・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。<br>・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。  | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

けいれんや失神といった自動車の運転に支障を及ぼしかねない病状の有無について、免許を取得・更新する全ての人に申告させる改正道路交通法が1日、施行された。虚偽の回答への罰則も設けられ、「1年以下の懲役か30万円以下の罰金」が科される。

道交法は、幻覚を伴う精神病や意識・運動障害をもたらす病気がある者に免許を与えないと規定。同法と施行令は具体的に、一部のてんかんや統合失調症、睡眠障害、認知症、アルコール・薬物中毒などを挙げている。

該当の病状がある人を抽出するため、6月からは、免許の取得・更新時に5項目の質問票への回答を義務付ける。過去5年以内に▽意識を失った▽体を思い通り動かせなくなった▽十分な睡眠時間を取ったのに日中眠り込んだ—経験があるかどうかと、アルコールへの依存性や、医師による運転中止の助言の有無について、「はい」か「いいえ」で答える。

一つでも当てはまる人には、免許試験場や警察署の職員が聞き取った上で、必要に応じて医師の診断書を提出させる。薬で病状を抑えられないなど運転に支障がある場合、都道府県公安委員会は免許を交付しなかったり取り消したりする。